

## 中学校運動部指定強化事業補助金の申請・報告について

滋賀県中学校体育連盟

(平成 30 年度より変更箇所あり)

補助金の申請・報告については、下記の留意事項に基づいて処理する。

### 【指定校が処理する事項】

運動部指定強化事業	運動部指定強化：様式ア～ウ および領収書（運動部指定強化：様式エ～コ）
-----------	--

#### (1) 補助金の申請

運動部指定強化：様式ア～ウにより 中体連から指定された期日までに申請する。

- ① 運動部指定強化様式ア ・期日は4月1日とする。
  - ・ 学校長（公印）、顧問（私印）を押印する
- ② 運動部指定強化様式イ ・指定対象生徒数は、**エントリー数の2倍まで**を原則とする。
  - ・ 実施計画では、**補助金対象事業のみ**を記載する。
  - ・ 1回の事業につき1欄使用する。
- ③ 運動部指定強化様式ウ 収支予算書を作成する

##### (収入の部)

- ・ 項目は、「補助金」「その他」で記入する。
- ・ 補助金交付事業であり、事業経費は**補助金を上回る**こと。
- ・ 「その他」金額が**「0」**にならないこと。
- ・ 「その他」は、専門部負担、個人負担などを記入する。

##### (支出の部)

- ・ 「補助金交付要綱 6 補助金対象経費」に従い、算出する。

#### (2) 実績報告について

運動部指定強化様式エ～コにより 中体連から指定された期日までに報告する。

運動部指定強化様式エ～コは、各練習会（合宿等）ごとの領収書として使用し、施設使用料等の領収書をA4版用紙に貼付したものとともに添付する。（紛失を防ぐため）

##### ① 運動部指定強化様式エ

- ・ 報告期日は**補助金対象事業がすべて終了した期日以降で、30日以内**とする。

② 運動部指定強化様式才

- ・事業実施を証明できる実施要項もしくはプログラムおよび大会結果等の資料を添付する。または、校外行事実施届（要学校長の原本証明）に変えることもできる。
- ・講師、コーチ等に謝金等を支払った場合は、その職・氏名を記載する。

③ 運動部指定強化様式力 収支決算書を作成する

- ・補助金対象事業について決算報告をする。
- ・運動部指定強化（1）③参照

④ 運動部指定強化様式キ～コ

- ・1回の練習会（遠征、合宿）ごとに添付する。
- ・参加選手の氏名は、強化様式才で記載した選手のみとする。
- ・旅費は「学校」から「目的地」までを算出すること。
- ・学生・団体割引額を基準とする。（選手個人の領収印は不要。）
- ・団体割引（JR）の算出は、一人当たり
  - 教師 片道料金（通常）×0.7（10円未満切捨て）×2（往復）
  - 生徒 片道料金（通常）×0.5（10円未満切捨て）×2（往復）
- ・行程が100キロ（片道）を超える場合は、学生割引の対象となる。
  - 生徒 片道料金（通常）×0.8（10円未満切捨て）×2（往復）
- ・行程別交通費確認資料の記入欄により確認すること。
- ・旅費の根拠となる資料（ヤ7-路線、駅すばあと等）を添付すること。

④ その他

- ・事業終了後速やかに、「実績報告書」を専門部に提出すること。